

気象警報発令時でも子育て支援休暇が取得可能に!!

令和6年4月1日から、子育て支援休暇(子の看護休暇)の取得要件を拡充

兵庫県教育委員会は1月29日、ワークライフバランスのより一層の充実のために、これまでの子育て支援休暇の取得要件に「気象警報発令等により、子が在籍する学校又は保育施設が臨時に休業となった場合の子の世話」も加えると説明しました。新年度からは、気象警報が出て臨時休業等になった場合も、インフルエンザ等の学級閉鎖の時と同様に「子育て支援休暇」で対応ができるようになります。女性部を中心に粘り強く要求を続けて来たことが一つ前進した結果となりました。制度改正の詳しい文言については、人事委員会規則改正後改めて提示されますが、内容の詳細は以下の通りです。

子育て支援休暇(子の看護休暇)

要件	<p>義務教育終了前(中学校3年まで)の子を養育する職員が、次の事由が必要な場合</p> <p>(1)子の看護(負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話)</p> <p>(2)健康診断又は予防接種等を受けさせる際の世話(法定外の健康診査、健康診断及び予防接種を含む)</p> <p>(3)子が在籍する学校または保育施設等が実施する入学式、卒業式及び授業参観への出席 〔授業参観の範囲〕</p> <p>① 学校又は保育施設等の授業(教育課程・保育課程に基づくもの)として行われる行事に出席する場合</p> <p>② ①と同日に行われる学級懇談会やPTAの会議等の行事に出席する場合</p> <p>③ 学校又は保育施設が行う家庭訪問又は個人懇談会に対応又は出席する場合</p> <p>④ 学校又は保育施設が行う自然学校又は修学旅行の説明会に出席する場合</p> <p>〔入学式について〕</p> <p>入学式には、入学説明会(子が在籍することが確定している学校又は保育施設等が実施するものを含む)を含む。</p> <p>(4)感染症予防のために、子が在籍する学校又は保育施設の全部または一部が臨時に休業となった場合の子の世話</p> <p>追加 (正確な文言は、人事委員会規則改正後に改めて提示されます。内容は以下の点について県教委と確認しています。)</p> <p>(5)気象警報発令等により、子が在籍する学校又は保育施設が臨時に休業となった場合の子の世話</p>
期間	<p>一暦年に、子1人は5日、子2人以上は10日(分割取得可)</p> <p>※対象となる子が年の途中で2人以上から1人になった場合は、入学等の時点における残日数(5日を超える時は5日)の範囲内</p>
取得単位	1日、半日又は1時間単位
給与	支給(減額されない)
手続き	特別休暇の休暇簿に記入。事前申請が基本だが、本人の病休と同じで事後申告もあり得る。医師の診断書等の提出は特に必要ない

組合と県教委との主なやりとり ○全教 ●県教委

●新年度の「手当支給や制度改正」について概要がまとまったの3点報告させていただきます。

- ①これまで、県外での出張業務についての特殊勤務手当が支給対象外だったのですが、能登半島地震の被災地支援に行かれた方やこれから行っていただく方のために、1月1日に遡り、特殊勤務手当として「災害応急作業等手当」として日額450円を支給できるようします。
- ②子育て支援休暇、いわゆる子の看護休暇について、取得要件に「気象警報発令時に子が在籍する学校又は保育施設が臨時休業になった場合の子の世話」を加えます。
- ③ワールドマスターズゲーム開催時に、夏季休暇の取得期間を5月～10月と変更しておりましたが、期間を6月～10月に改正します。

○①で教職員の場合で言うと、EARTHで参加されている方が対象と考えてよいか。

●その通りです。2月議会で条例改正をしますが、1月1日実施とします。

○②については、現場の強い要求であったので歓迎する。

●専門部交渉や秋の確定交渉で回答できたら、もっと喜んでいただけたのですが…関係部局との調整もあり、今日の説明になりました。

○実施は2024年4月1日からでよいか。

●人事委員会規則を改定して4月1日から施行という形になります。正式な文言等については、人事委員会規則の改正後に改めて提示させていただきます。

全教は、引き続き働きやすい職場環境を求めて運動をすすめます!!